

令和2年職員の特別給に関する人事委員会勧告の概要

令和2年10月30日
東京都人事委員会

1 ポイント

特別給（賞与）は、10年ぶりの引下げ

年間支給月数を0.10月分（4.65月→4.55月）引下げ、期末手当で実施

※ 特別給以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定

2 職員と民間従業員の比較

(1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内10,910事業所を調査母集団とし、そのうち1,228事業所を無作為抽出して調査
(調査完了794事業所)
- ・民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

民間支給割合	職員支給月数	差
4.57月	4.65月	△0.08月

3 特別給の改定

(1) 改定の内容

- ・民間の支給割合が職員の年間支給月数を下回るため、0.10月分引下げ
(再任用職員等は0.05月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引下げは期末手当で実施

(2) 実施時期

令和2年12月支給の期末手当から実施

連絡先 東京都人事委員会事務局
任用公平部任用給与課
電話 03(5320)6941～3